

伊賀市告示第 121 号

伊賀市測量・調査・設計業務検査要領を次のように定める。

令和元年 12 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市測量・調査・設計業務検査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊賀市建設工事等検査要綱（平成 16 年伊賀市告示第 89 号。以下「検査要綱」という。）で規定する検査のうち、測量・調査・設計業務の検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語は、検査要綱において使用する用語の例による。

(検査の対象)

第 3 条 検査員が行う検査の対象は、検査要綱第 2 条第 2 号に規定する工事等のうち、設計業務等委託契約書の条項に基づいて契約し、かつ、次の各号に掲げる仕様書のいずれかにより発注された業務委託で、契約図書に数量及び規格等を定めているものを対象とする。

- (1) 測量業務共通仕様書
- (2) 用地調査等共通仕様書
- (3) 工損調査共通仕様書
- (4) 地質・土質調査業務共通仕様書
- (5) 設計業務等共通仕様書
- (6) 特記仕様書等で成果品の規格値等を定めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務委託等は、検査対象外とする。

- (1) 各種施設台帳作成（修正）業務委託
- (2) 現場技術業務、発注支援業務等の支援業務委託
- (3) 各種事業計画策定業務委託
- (4) 各種環境影響評価業務委託

- (5) 他機関と協議・審査等を経ながら策定する業務委託
- (6) 単価契約図面作成作業実施要領等に基づく業務委託
- (7) 電子計算機等のプログラム作成又は更新業務委託
- (8) その他単純な労務提供等の業務委託

(検査の方法及び基準)

第4条 検査は、契約図書及び共通仕様書等の定めに従い、その実施数量、精度、品質及び内容等の履行状況について、成果品及び関係資料により確認する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地検査を行うことができるものとする。

2 検査の方法及び基準は、別表第1に定める設計業務等検査の方法及び別表第2に定める設計業務等検査の技術基準によるものとする。

(検査の立会人)

第5条 検査における受注者の立会いは、業務委託共通仕様書の定めにより、測量及び地質・土質調査業務にあつては現場代理人等、用地調査等及び工損調査にあつては主任技術者、設計業務等にあつては管理技術者とする。

(その他)

第6条 測量・調査・設計業務の検査に関しこの要領に定めのない事項については、伊賀市工事検査要領（令和元年伊賀市告示第119号）の規定を準用するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

設計業務等検査の方法

区分	検査項目	検査内容
測量業務関係	実施数量等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果等提出物の確認（成果品、管理状況及び作業状況） 契約内容に基づき、所定の成果品等が整備されていることを確認する。 ・ 出来形数量の確認 契約内容に基づき、その該当する測量の種類ごとの数量が実施されていることを成果品により確認する。
	精度・品質	契約内容に基づき、その該当する測量の種類ごとの精度管

		理表、検定記録、点検測量記録が国土交通省・農林水産省公共測量作業規程に定める精度・品質に適合することを確認する。なお、その他公共測量作業規程によらない場合は別途仕様書により確認する。
調査関係 (用地・地質等)	実施数量等	<ul style="list-style-type: none"> 成果等提出物の確認（成果品、管理状況及び作業状況） 契約内容に基づき、所定の成果品等が整備されていることを確認する。 出来形数量の確認 契約内容に基づき、その該当する調査の種類ごとの数量が実施されていることを成果品により確認する。
	実施内容	所定の成果等において、契約図書及び三重県業務委託共通仕様書の定めに従い、受注者の現場代理人又は主任技術者が行った調査業務が適切に行われていることを確認する。
設計業務関係	実施数量等	<ul style="list-style-type: none"> 成果等提出物の確認（成果品、管理状況及び作業状況） 契約内容に基づき、所定の成果等が整備されていることを確認する。 出来形数量の確認 契約内容に基づき、その該当する設計業務の種類毎の数量が実施されていることを成果品により確認する。
	実施内容	所定の成果等について、設計チェックリスト及び設計打合わせ記録簿等に基づき、各々の照査事項に対する打合せ事項が成果等に適切に行われていることを確認する。

別表第2（第4条関係）

設計業務等検査の技術基準

区分	検査項目	検査基準			
測量業務関係	実施数量等	該当する測量の種類ごとの出来形数量の検査基準			
		該当する測量の種類	検査項目	合否の判定	
		基準点	基準点測量	点数	仕様書の数量以上
			水準測量	点数	

				延長	
		路線測量	基準点測量	点数	
			中心線測量	延長	
			縦断測量	延長	
			横断測量	幅及び延長	
			平面測量	面積及び延長	
			用地幅杭設置	本数	
<p>※ 基準点測量では、精度の確保等のため補助的に実施した基準点測量は除く。</p>					
精度・品質	<p>該当する測量の種類ごとに国土交通省・農林水産省公共測量作業規程に定める精度・品質の各規格値を検査基準として、合格判定値とする。</p> <p>なお、その他公共測量作業規程によらない場合は別途仕様書に定めるものを検査基準とし、合格判定値とする。</p>				
質等	調査関係 (用地・地)	実施数量等	この調査業務が求めた成果品等が整備されており、また、その数量が契約図書に示すものを満たしているか確認して判定する。		
		実施内容	受注者が行った調査業務の成果品が、契約図書及び三重県業務委託共通仕様書に基づき、適切に実施されているか確認して判定する。		
設計業務関係		実施数量等	該当する設計業務の種類ごとにその成果等が整備されており、また、その数量等が契約図書に示すもの以上であるか確認して判定する。		
		実施内容	設計チェックリスト及び設計打合わせ記録簿等の照査事項を検査項目とし、その成果が打合せ事項のとおり、適切に実施されているか確認して判定する。		